

議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和4年度、第4回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第12番 高野委員さん、第13番 鈴木 清委員さんを指名いたしますのでよろしく願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

それでは諸報告につきまして報告させていただきます。

前回の総会6月27日から本日までの日程行事につきましてご報告いたします。7月4日午前中ですが青梅市都市計画審議会が開催され、加藤会長に出席をいただきました。7月5日午後、農業委員会の地区別広域連携会議が瑞穂町役場で開催され、加藤会長と小峰職務代理に出席をいただき、各状況等をお話していただきました。7月20日午後、青梅市畜産振興会総会が霞共益会館で執り行われ、加藤会長に出席をいただきました。7月25日本日ですが、総会開始前の1時半から農政委員会、2時から土地部会、それぞれ市役所の会議室で開催され、加藤会長、小峰職務代理、農政部会員、土地部会員の各皆様でご協議をいただきました。諸報告については以上になります。

事務局

議案第4号非農地証明についての別紙ですが、議案第6号 別紙1から別紙3となっているのを議案第4号に修正をお願いします。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件を上程いたします。

議長

なお、整理番号1番は八木委員さんに関係するものでございますので、別に先に審議させていただきます。

それでは、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、八木委員さんには退席いただきます。

[八木委員の退席を確認]

それでは、整理番号1番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号1番 久保田です。

整理番号1番につきまして説明いたします。

7月15日、申請者立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

段丘上に位置してございまして、ご自宅の西側に該当してございます。この土地には、サトイモ、ヤツガシラ、さつま、キウイ、ネギ、インゲン、大豆、オクラ等、この時期の野菜を栽培されてございまして、雑草の管理も行き届いてございました。以上です。

議長

久保田委員の説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1件は原案のとおり証明することに決定いたしました。整理番号1番の審議が終了しましたので、八木委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

[八木委員の着席を確認]

議長

それでは整理番号2番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号2番 久保田です。

整理番号2番について説明します。

7月15日、申請者の立会いはありませんでしたが、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

多摩川の土手のすぐ上のゆるやかな傾斜地で、ここには梅が20本、栗が3本、柿1本が植えられていまして、草も管理されていると判断しました。以上です。

議長

整理番号3番について、森谷委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号11番 森谷です。

整理番号3番について説明します。

7月13日、申請人立会いの下、事務局2名と現地調査をおこないました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

委員

面積ほどの広い土地ですが、整地直後の時でしたので、トレーラーがかけられていた状態で大変きれいな草一本ない状態でした。一番端にサトイモがあり、 さんの話では整地したところにもう一度サトイモを全面に植え、ブロッコリーも計画しているとの話でした。大変きれいに管理されておりました。以上です。

議長

以上で担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」残り2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案第2号を御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

事務局

農地所有者の さんが令和4年2月16日に亡くなられたため、相続人である さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、7月13日に鈴木信義委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、鈴木信義委員さんの補足説明はございますか。

委員

推進委員 鈴木です。

整理番号1番、事務局の説明の通りですが、若干補足をいたします。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番は青梅街道の野上交差点より北のところにある畑です。現在栽培されているものはありませんが、今までは野菜が栽培されていました。

地番ですが、若草小学校から東にいったところの畑です。現在は耕耘されていて現在栽培されているものはありませんが、今までは野菜が栽培されていました。

よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」6件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の3ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による使用貸借権の設定の申出があり、農業会議が借受希望者を30日間公募したところ、申込がありましたので、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積計画（一括方式）の作成の依頼がございました。

同一の案件となりますので、整理番号1番、2番を合わせて御説明いたします。

本案件について、農用地利用集積計画（一括方式）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

事務局

整理番号1番、

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者 住所

整理番号2番

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者 住所

事務局

利用権を設定する土地 【議案参照、読み上げ】

次に《議案第3号 別紙1》の農用地利用集積計画（一括方式）を御覧ください。
利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。
契約期間は2022年8月1日から2032年7月31日までの10年間。

農地所有者から中間管理機構、中間管理機構から耕作者への利用権を一括して設定するものとなります。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙2》の調書を御覧ください。

事務局

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロその者が法人である場合、役員の内1名以上が農業常時従事できることではありますが、については、役員のうち2名が農作業常時従事できておりますので、こちらの要件を満たしております。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただ

事務局

き同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、櫛の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、7月12日に川鍋委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に、整理番号3番

《議案参照。読み上げ》

本案件も、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙3》の調書を御覧ください。

本案件につきましても、借り人が法人のため、「第3号の口その者が法人である場合、役員の内1名以上が農業常時従事できること」が求められますが、については、役員のうち1名が農作業常時従事できておりますので、こちらの要件を満たしております。

次に、《議案第3号 別紙4》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、契約期間は2022年8月10日から2027年8月9日までの5年間となっております。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、申請地においては、施設でトマトを行う予定になっております。

現地調査につきましては、7月13日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に、整理番号4番

《議案参照。読み上げ》

本案件も、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙5》の調書を御覧ください。

次に、《議案第3号 別紙6》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

事務局

利用権設定の更新の申し込みとなり、契約期間は2022年8月10日から2025年12月9日までの1年4カ月 となっております。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、申請地においては、露地野菜を行う予定となっております。

現地調査につきましては、7月13日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に、整理番号5番

《議案参照。読み上げ》

本案件も、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙7》の調書を御覧ください。

次に、《議案第3号 別紙8》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、契約期間は2022年8月10日から2032年8月9日までの10年 となっております。

裏面以降は、借り人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、申請地においては、露地野菜を行う予定となっております。

現地調査につきましては、7月13日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に、整理番号6番

《議案参照。読み上げ》

本案件も、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙9》の調書を御覧ください。令和5年7月31日までの3年となっております。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、申請地においては、茶を行う予定となっております。

現地調査につきましては、7月13日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番および2番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番 川鍋です。

7月12日、役員1名と事務局2名と現地調査を行いました。

場所は川から一番山側に行ったあたりです。以前 がその隣の土地を借りていて、現在もそのまま貸しているところの隣です。近いということで作業には適しています。現状の土地はここ数年、作物を作っていた記憶がないという土地なので、畑が復活して作物ができれば問題はないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号3番から6番について、森谷委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号11番 森谷です。

7月13日、事務局2名と現地調査を行いました。

整理番号3番につきましては、面積大きなビニールハウスがあります。ミニトマト専門で、高級ミニトマトを作っているとのことで近所でも評判になっています。

冷暖房完備で水なども機械で完全完備になっています。きれいに整理整頓されており全く問題はありません。

整理番号4番は、一つの畑になっていまして一面に枝豆が植えられていました。ハウスが2棟ありまして一部道具入れになっています。ナスが植えてあり、少し草がありましたけどくに問題はありません。どちらもきれいに管理されておりました。

整理番号5番、借人の さんご夫妻と事務局2名と現地調査を行いました。

こちらの畑は、面積、場所になっています。面積で一つの畑になっていまして、中は多品種少量栽培という形になっています。数が大変多く、一部に資材置き場のハウスがあって、それ以外は、枝豆、ズッキーニ、ビーツ、ナス6種類、とうがらし2

委員

種類、ケール、かぶ等がきれいにつくられております。大変きれいな畑でした。今後は一部をケール、カブ、ダイコン、ニンジン、レタス等を作っていく予定だとおっしゃっていました。

整理番号6番、3場所に分かれています。面積一つの畑になっています。昔からきれいな茶畑になっていて、きちんと管理されています。入間市の方でお茶の販売をしています。まったく問題はありません。以上です。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員 質疑1

議席番号13番 鈴木です。

6番の別紙10、前回利用権の設定依頼で経営面積、今回経営面積なのは？

事務局

入間市の方でさんがそれだけ持っているようです。青梅市内で利用権設定をしている土地がこれだけあるということで、面積というのはさんが全体でやっている農地の面積の合計ということです。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用

議長

土地利用集積計画の決定について」6件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則、東京都への事前協議が省略できることとなり、農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第6号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

別紙2は写真撮影方向図、別紙3は現況写真となっております。

当該地の筆について、7月15日に地区担当委員の川口委員さんと現地調査を行いました。該当地は原野、山林の様相を呈しており、説明資料①の東京都が示した基準において、説明資料表面ア「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に当てはまることを確認いたしました。

木や雑草が繁茂していることはもちろん、該当地は川の法面にあり、急傾斜地となっているため、極めて耕作が困難な土地となっております。議案4号説明資料1のおもて面②にある「急傾斜地、表土流出による基岩の露出など、極めて耕作が困難な土地であり、農地として利用するためには、抜本的な条件整備が必要な場合」に該当

事務局

します。

また、 につきましては、すでに山林の様相を呈しているため、説明資料表面1のおもてめん①「農地に復元するために、伐採、伐根、切盛土、等を総合的に実施する必要がある場合」に該当します。

なお、地区担当委員の川口委員とともに、加藤会長・小峰委員には現地状況について、非農地であることを説明しております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川口委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号9番 川口です。

7月12日、 さんと事務局2名と現地調査を行いました。

地番は、川の淵の斜面にあたりまして荒れ放題でとても畑の状態ではなく事務局が言っている通りです。

地番は、完全なる40～50年前から山林として木を植えてしまって、それが大きくなってしまって完全なる山林です。以上です。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

事務局お願いします。

議長

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条第3項第1号の規定による届出について」は、5件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、4件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、5件で3ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は、2件で4ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑ありますでしょうか。

委員 質疑1

賃貸借の合意はどのようなときに行われるものなのでしょうか？

事務局

今回の件ですと小作権です。戦前の小作権が設定されていた合意解約の届け出が出たということです。

委員 質疑2

議案書の議案第3号の、整理番号4番の、こちらの契約期間の1年4か月なのですが、これは何か理由はありますか？

事務局

所有者さんの都合で、来年いっぱい農地を返してもらって自分が耕作したいということでしたので、短い期間での準備期間のような、短いですが更新という形になりました。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時05分から開会いたします。